

特定建設作業の届出について

環境課環境対策係

田辺市内において、騒音規制法、振動規制法及び和歌山県公害防止条例で定められた特定建設作業を伴う建設工事を実施する場合、同法及び同条例に基づく届出を行う必要があります。

届出が必要な作業は下記のとおりです。

※特定建設作業一覧

凡例 ○ 該当する － 該当しない

特定建設作業の種類	騒音 規制法	振動 規制法	和歌山県 公害防止条例		備考
			騒音	振動	
くい打機を使用する作業 もんけん 圧入式 アースオーガー併用 その他(パイプハンマー、ディゼルハンマー等)	－ ○ － ○	－ － ○ ○	－ ○ ○ ○	－ － ○ ○	
くい抜機を使用する作業 油圧式 その他	○ ○	－ ○	○ ○	－ ○	
くい打くい抜機を使用する作業 圧入式 その他	－ ○	－ ○	－ ○	－ ○	
びょう打機を使用する作業 リベッティングハンマ その他	○ －	－ －	○ －	－ －	
さく岩機を使用する作業 ブレーカー（手持ち式） （チップパー） その他のブレーカー（アイオン等） その他(レッグドリル、ストーパ、ドリフタ)	○ ○ ○ ○	－ － ○ －	○ ○ ○ ○	－ － ○ －	一日における2地点間の移動距離が、50mを超える作業は除く。
空気圧縮機を使用する作業 （電動機以外の原動機を使用し、定格出力が15kW以上のもの）	○	－	○	－	さく岩機と併用するものは除く。
コンクリートプラントを設けて行なう作業 （混練容量0.45m ³ 以上）	○	－	○	－	
アスファルトプラントを設けて行なう作業 （混練容量200kg以上）	○	－	○	－	
鋼球による破壊作業	－	○	－	○	
舗装版破碎機を使用する作業	－	○	－	○	一日における2地点間の移動距離が、50mを超える作業は除く。
掘削機械を使用する作業 バックホウ （原動機の定格出力が80kW以上のもの） トラクターショベル （原動機の定格出力が70kW以上のもの） ブルドーザー （原動機の定格出力が40kW以上のもの）	○	－	○	－	環境大臣が指定したものを除く。※
規制基準（敷地境界線上）	85dB	75dB	85dB	75dB	

※一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの（平成9年9月22日環境庁告第54号）を除く。「[低騒音型建設機械一覧表](#)」（国土交通省ホームページ）

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/kankyuu/souonshindou.htm> 参照

特定建設作業届出上の注意点

1 特定建設作業実施届出書について

(1) 様式について

田辺市では、

- ・騒音規制法、振動規制法に関する内容については、騒音規制法施行規則、振動規制法施行規則に規定の様式第9
- ・和歌山県公害防止条例に関する内容については、和歌山県公害防止条例施行規則に規定の第12号様式

による届出を受けています。

騒音、振動規制法については

- ・環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/index.html>

和歌山県公害防止条例については

- ・和歌山県ホームページ

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/kisokusyu/kisokusyu.html>

を参照ください。

なお、田辺市では日本工業規格A4サイズ1枚に、上記各様式の内容を網羅した簡易様式を作成しておりますので、当該様式による届出も受け付けます。

当該様式については、当ホームページからダウンロードしてください。

(2) 法令、条例について

・用途地域内でくい打機をアースオーガーと併用して作業する場合、振動規制法と和歌山県公害防止条例（騒音に関する規定）の双方による規制となりますので、双方の各様式で同内容を記載の上作成いただくか、当市の簡易様式内記載の振動規制法と和歌山県公害防止条例の□にレ印を記載してください。

・くい打機のうち、もんけん、圧入式、アースオーガー併用以外の機器、くい抜機のうち、油圧式以外の機器、くい打くい抜機のうち、圧入式以外の機器、さく岩機のうち、ブレーカー（アイオン等）を使用する作業を行う場合、騒音規制法と振動規制法の双方による規制となりますので、双方の各様式で同内容を記載の上作成いただくか、当市の簡易様式内記載の騒音規制法と振動規制法の□にレ印を記載してください。

・用途地域外（田辺市都市計画区域を含む）で特定建設作業を行う場合、和歌山県公害防止条例にかかる様式第12号様式により作成いただくか、当市の簡易様式内記載の和歌山県公害防止条例の□にレ印を記載してください。

(3) 届出を要する作業について

前記特定建設作業一覧に該当する作業です。

(4) 届出を要する地域について

田辺市内については全ての地域において、騒音規制法、振動規制法、又は和歌山県公害防止条例に基づく届出を要します。

騒音規制法、振動規制法に基づき届出を要する地域

（都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域として定められた区域となります）

田辺市の場合は旧田辺市地域の

- | | |
|---------------|---------------|
| ・第一種低層住居専用地域 | ・第一種中高層住居専用地域 |
| ・第二種中高層住居専用地域 | ・第一種住居地域 |
| ・準住居地域 | ・近隣商業地域 |
| ・商業地域 | ・準工業地域 |
| ・工業地域 | |

が該当します。

和歌山県公害防止条例に基づき届出を要する地域

田辺市内については全ての地域が該当します。

※上記にかかわらず、作業を開始した日に終わる作業については、和歌山県公害防止条例に基づく届出を要します。

2 届出書類

下記の書類を作成いただき、番号順に編纂し、正副として計2部提出してください。

- (1) 特定建設作業実施届出書（代表者押印のもの）
※特定建設作業実施届出書の下部に捨印（代表者と同じ印）を押してください。
- (2) 建設現場付近及び建設現場の見取図
- (3) 工事工程表
（全工事工程の概要を示したもので、特定建設作業の工程も明示されているもの）
- (4) 確約書（代表者押印のもの）
- (5) 特定建設作業に使用する機械の諸元等
（カタログ等のコピー又は図面で機種名が明示されているもの）

3 その他の注意事項

- (1) 期間については天候等を考慮いただき、余裕を持った日程で設定願います。やむを得ず期間延長を行う場合は、期間終了日の前日から遡り7日前までに、当課受付印を押印した届出書の控え、及び変更の工程表2部、新たな届出書2部を作成し、提出してください。

なお、工事内容、作業の種類の変更、機種の変更についても、同様に届出書の控え、変更となった内容の書類を添付し、新たな届出書2部を作成して提出してください。

- (2) 災害その他の非常事態に係る作業、人の生命、身体の危険防止に係る緊急の作業、道路法及び道路交通法による許可条例に係る作業、鉄道又は軌道の正常な運行の確保に係る作業については、騒音、振動の基準並びに作業時間、作業日について緩和した内容で受理出来る場合があります。
- (3) アスベストを含む解体工事を実施する場合は、特定粉じん排出等の作業に該当しますので、別途届出が必要となります。詳しくは田辺保健所へお問合せください。

4 行政指導

田辺市は、特定建設作業に伴って発生する騒音、振動が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、期限を定めてその事態を除去するために必要な限度において、騒音、振動の防止方法や作業時間等を変更すべきことを勧告することができます。

更に、勧告後も同様の特定建設作業を継続している際は、期限を定め、その事態を除去するため、必要な限度において、騒音、振動の防止方法や作業時間等の変更を命じます。

（騒音規制法第15条、振動規制法第15条、県条例第37条）

5 罰則

適切な届出をしない場合や、改善命令等に従わない場合、懲役または罰金が科せられます。更に、従業員等が業務に関して違法行為を行った場合、行為者のみならず経営者に対しても罰金等が科せられます。

（騒音規制法第30条～第33条、振動規制法第26条～第29条、県条例第61条、第64条）

6 工事関係者への要望事項

行政機関には建設工事に伴う騒音・振動・粉じん等の苦情が度々寄せられます。円滑な工事实施の為にも作業開始前に周辺住民に工法・作業日程等の説明を十分に行い、周辺の生活環境を損なうことのないよう、できるだけ低騒音・低振動の工法や機械を採用し、防音シート等の適切な設置、散水の実施等、対策を行い苦情の未然防止に努めてください。

7 提出先及び問合せ先

市民環境部 環境課 環境対策係

TEL 0739-26-9927

FAX 0739-26-7255

※提出及び問合せにつきましては、土、日、祝日、年末年始等の閉庁日を除く
午前8時30分～午後5時15分までの間にお願いします。